

居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算フローチャート

1. 全居宅介護支援事業所は、次の計算をしてください

①判定期間：(前期：3月1日～8月末日、後期：9月1日～翌年2月末日)

②対象となるサービス種別：

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

③計算式

各介護サービスに係る紹介率が最高となる法人の居宅サービス計画数 ÷ 各介護サービスを位置付けた計画数

2. 全居宅介護支援事業所は、次の書類を作成してください

〇別添様式1「居宅介護支援における特定事業所集中減算（提出用兼保存用）」

なお、下記の事項が網羅されていれば、任意様式での届出も可能です。

<届出が必要な事項>

- ・判定機関における居宅サービス計画数
- ・各介護サービスのそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ・各介護サービスのそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- ・算定方法で計算した割合

**各サービス種別ごとの算定結果が、正当な理由のある・なしにかかわらず
いずれか1つでも80%を超える
(1サービスの利用者1名のため、100%となる場合も含む。)**

NO：すべて80%以下

YES：1つでも80%を超える

事業所で5年間保存

春日市高齢課へ提出（1部は事業所で保存）

【提出期限】前期：9月15日、後期：3月15日（必着 期限厳守！！）

※提出締切日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日まで

※80%を超えるが、正当な理由に該当する場合で再計算が必要な場合は様式（様式2）を必ず提出すること！

様式2の提出がなければ「正当な理由なし」と判断します。

提出がない場合、実地指導における指摘事項となりますので、必ず提出が必要です！

<結果>

[正当な理由と認める]
集中減算対象としない

<結果>

[正当な理由と認めない][理由なし]
集中減算対象とする

[減算適用期間]

前期：10月1日～翌年3月31日

後期：翌年4月1日～9月30日